

## 【ミャンマー】 ミャンマー仏教徒女性特別婚姻法の成立

海外立法情報課 光成 歩

\* 2015年8月26日、仏教徒女性と非仏教徒男性の婚姻について定めるミャンマー仏教徒女性特別婚姻法（2015年法律第50号）が成立した。非仏教徒に対する差別的な内容に、宗教的少数派や人権団体は懸念を強めている。

### 1 経緯と背景

「ミャンマー仏教徒女性特別婚姻法」（以下「宗教間婚姻法」）は、反イスラム運動の高まりを背景に、2014年11月に提出された。人口抑制法、改宗法、一夫一婦法の三法案と合わせて「民族宗教保護法」と総称される。法案提出の背景には、仏教の高僧らが中心となった反イスラム運動団体「ミャンマー民族宗教保護協会」（ミャンマー語の通称は Ma Ba Tha）の働きかけがあり、法案原案を作成したのもこの団体である。2015年11月に総選挙を控える政府は、こうした動きを無視できなくなっている（注1）。テインセイン大統領は8月26日に宗教間婚姻法及び改宗法に、8月31日には一夫一婦法に署名しており、5月19日に成立した人口抑制法（注2）と合わせ、「民族宗教保護法」の四法案すべてが成立した。

### 2 宗教間婚姻法の概要

宗教間婚姻法は、仏教徒女性と非仏教徒男性との結婚について定め、18歳以上で宗教間結婚するすべてのミャンマー人に適用される。仏教徒男性と非仏教徒女性との結婚にもこの法律が適用されるが、条文は全て仏教徒女性と非仏教徒男性の婚姻を前提とした内容となっているのが特徴である。具体的な内容は以下のとおりである（注3）。

#### (1) 婚姻の登録

法律施行後に結婚する仏教徒女性と非仏教徒男性は、婚姻の登録前に郡の行政当局に事前許可を申請しなければならない。当局は申請内容を14日間公示し、その婚姻に異議のある者は、行政当局もしくは裁判所に異議申立てを行うことができる。女性が20歳未満の場合、婚姻には女性の両親もしくは法定後見人の同意が必要とされる。この法律はすでに事実上の結婚生活を送っている男女にも適用され、該当する「夫婦」は、その婚姻を同法の下で登録しなければならない。

#### (2) 妻の信仰の妨害と離婚

非仏教徒の夫は仏教徒である妻の信仰行為を認めなければならない。信仰行為は、仏画・仏像を住居内に置くことから布施、説法を聴くこと、宗教的な小説や仏典を読むことまで、詳細に定められている。夫は妻を夫の宗教に引き入れ、もしくは妻の仏教徒としての信仰を捨てさせること、悪意をもって信仰の場や物を壊したり汚したりすること、仏教を侮辱する言動を控えなければならない。これらに違反した場合は離婚の根拠となる。こうした行為を原因とする離婚では、夫は夫婦共同で築いた財産の分与と子の親権を放棄し、妻に慰謝料を支払わねばならない。また、妻の信仰の妨害行為は6か月以内、妻を改宗さ

せる行為や仏教への侮辱行為は2年以内の禁固刑と罰金が科される。

### (3) 改宗と相続

夫婦として暮らす非仏教徒の男女のうち女性が仏教に改宗した場合も、この法律が適用される。女性の改宗が原因となって離婚する場合、離婚を希望するのが男女いずれの場合でも未成年の子の親権は女性が持つ。また、ヒンドゥー教、シク教もしくはジャイナ教を信仰する男性が仏教徒女性と結婚した場合、男性の遺産は妻とその子供がすべて相続することが特に明記された。

## 3 審議過程の争点

審議では、上院が提起した修正案について、上下両院を合わせた連邦議会が協議した。2(2)で紹介した禁固刑の上限は、上院の修正意見を受けて1~2年輕減されたものである。また、上院は、仏教徒女性の信仰行為の列挙を省略するよう提案していたが、下院は非仏教徒男性が仏教徒の信仰行為を詳しく理解できるよう、具体的項目の列挙が必要と反対し、反映されなかった(注4)。連邦議会の採決では、44人が反対票を投じ、8人が棄権した。キリスト教徒の多い少数民族地域選出の議員らは採決後、同法は差別的で憲法や国際法に反している、宗教を法律で制御すべきでない、などと反対の理由を語った。

## 4 改宗法と一夫一婦法

8月に成立した残り二法案は、改宗法と一夫一婦法である。改宗法は、宗教の変更を郡行政当局の許可制とするもので、改宗の審査機関として「登録委員会」を郡ごとに設置することやその審査手続などを定める。登録委員会は申請書と改宗希望者への聞き取りを行って改宗が自由意思によるものであることを確認する。登録委員会の審査には最長90日を要し、この間、改宗希望者は改宗しようとする宗教についての学習を深める。特定の宗教を貶め、又は攻撃する目的で改宗すること、強制、圧力、勧誘、もしくは債務を理由として他者の改宗を強制すること、また他者の改宗を阻むことは禁じられ、それぞれ2年以内、1年以内、半年以内の禁固刑と罰金刑の対象となる。一夫一婦法は、法律施行以降にミャンマー国内で締結されるすべての結婚について、一夫一婦制でないものを非合法とし、そうした婚姻に基づく財産分与などの権利をなく奪する。また、婚姻継続中の新たな婚姻や婚姻外性交渉は重婚もしくは不倫とみなされ、罰則の対象となる。

注(インターネット情報は2015年9月14日現在である。)

- (1) “Myanmar parliament to consider interfaith marriage bill,” *The Nation*, 2014.12.1.
- (2) 光成歩「【ミャンマー】人口抑制法が成立」『外国の立法』No.264-1, 2015.7, p.35. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9446697\\_po\\_02640113.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9446697_po_02640113.pdf?contentNo=1)>
- (3) 法律の正文(ミャンマー語)はミャンマー連邦議会サイト<<http://www.pyithuhluttaw.gov.mm/>>、非公式英訳版はミャンマー平和基金(The Myanmar Peace Foundation)が運営する英語サイト<[http://www.burmalibrary.org/docs21/2015-Myanmar\\_Buddhist\\_Women\\_Special\\_Marriage\\_Bill.pdf](http://www.burmalibrary.org/docs21/2015-Myanmar_Buddhist_Women_Special_Marriage_Bill.pdf)>を参照。
- (4) “Houses split on interfaith marriage bill,” *Myanmar Times*, 2015.6.4.